

アメリカの金融制度

高木 仁 著

東洋経済新報社

著 者 紹 介

1931年 長野県に生まれる。

1961年 明治大学卒業，社会福祉事業団在職を経て，

1970年 明治大学助手。

1980-1982年 テンプル大学（アメリカ）客員研究員。

現 在 明治大学教授。

〈専攻〉 アメリカ金融制度。

〈主要論文〉「二元銀行制度の問題点」、『明大商学論叢（明治大学）』，1982年10月。

「1863年全国通貨法の成立」、『経済研究（一橋大学）』，1984年7月。

〈住所〉 〒182 東京都調布市布田5-53-1 調布ハウスF-5

アメリカの金融制度

定価 3800 円

昭和61年5月8日 発行

著 著 ^{たかぎ ひとし} 高木 仁
発行者 高柳 弘

発行所 〒103 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社
電話 編集 03(246)5661・販売 03(246)5467 振替 東京3-6518

本書の全部または一部の複写・複製・転写・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については、小社（電話03-246-5634）までご照会ください。

© 1986 〈検印省略〉 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

Printed in Japan ISBN 4-492-65089-X

は し が き

本書はアメリカ合州国の金融制度について、各構成部分の成り立ち、仕組、および現状をまとめ、かつ制度の全体像を把握しようとしたものである。これまでアメリカ金融制度に関する諸著作は、入門書と専門書へ二分されてきたように思われる。そこで執筆の狙いは、その中間領域を新しい方法で埋めることであった。本書は主題の網羅的な取扱や概観を心掛けた点は概論風であるが、筆者のこれまでの仕事を反映させた点からは専門風であり、アメリカ社会に独特な有様を紹介した点ではよもやま話風である。内容は大学での用語を使えば、専門教育科目と一般教育科目のハイブリッド型といえるけれど、学生だけを対象としたものではなく、広い範囲の読者層に向けられている。

一国の金融制度は、法律または行政によって設けられた規制と、長年掛かって確立された商慣習に基づいているから、その国における広い意味での社会文化と深く係わっている。本書は各章の導入部を工夫したり、写真を掲載したりして、読者が内容へ取っ付き易いように記述するとともに、制度の歴史的な展開についてある程度の紙幅を割くことにした。しかし、筆者が執筆上とくに留意したのは、アメリカ金融制度の特色すなわちアメリカ社会固有の諸傾向を示すことであった。

職業上、アメリカ金融制度の観察と分析を仕事とする筆者は、その作業を通じてある種のカルチャー・ショックをしばしば感じている。金融制度は社会制度の一部で、それを生み出した社会における歴史、地理、経済、法律体系、国民性、慣習などと分かち難い。われわれは、アメリカ金融制度を理解しようと

する努力を通じて、日米両国間に横たわる文化ないし精神的風土の異同を味わっているといえよう。金融制度を学ぶ者として、日頃こうした問題の受止め方をしているので、本書は以下の3点が特色になったと思う。

第1点は、アメリカ金融制度をまとめるに当たって、日米両国間の社会ないし文化の類似と差異を意識し、これを明示的または黙示的に述べたことである。大袈裟に言えば、社会文化の相対性を念頭に置いたアプローチということになろう。第2点は、上の目的を具体的に展開するため教科書スタイルをできるだけ避け、内容の一部へ常識的ないし素人風の流儀を取入れたことである。概論風の書物を執筆する場合の作法を逸脱するかも知れないが、アメリカ金融界のいわば裏話めいた事実をあえて各章で紹介した。第3点は、合州国であるアメリカでは、「アメリカ一般」という視点を構えるのが難しいので、その対応を不十分ながら立てたことである。そのため、筆者が在外研究で滞在したペンシルベニア州とフィラデルフィアを座標軸の原点として、そこからアメリカ金融制度全体を理解するように努めた。以上三つの意図を幾らかでも読者に汲んで頂ければ、筆者にとってこの上ない幸である。あり得べき誤りと記述の至らない部分について、勝手ながら読者から御叱正のお便りを筆者あて頂けるようお願い申し上げます。

もともと本書は、サブ・タイトルを「仕組と市場」とする予定であった。ところが、金融制度の仕組に加えて金融機関市場の状態へ筆を及ぼすには、長い執筆時間と分厚いページ数を必要とすることが判った。そこで本書では、アメリカ金融制度の「仕組」に記述を集中させたため、「市場」に関する事柄は第5章を除いて、あまり多く触れられなかった。

執筆に際して、引用文献名の個別表示は最小限に留めた。巻末の参照文献リストには、引用文献名だけでなく参考のため利用した文献名も若干含まれている。なお、本書はアメリカの金融制度をまとめたものであるから、所収事項を英文で探し当てることができれば、利用上たいへん便利である。編集者をお願いしたところ、邦文索引のほかに英文索引を加えて下さった。

最後に、個人的な事柄へ触れることを許して頂きたい。本書が出版されるに

当たって、まず原正彦教授（明治大学）へ感謝を捧げる。筆者がアメリカ金融制度を研究テーマとしていること、また在外研究でアメリカへ滞在したこと、ともに同教授の御示唆によるところが大きい。続いてジェラルド C. フィッシャー教授（テンプル大学）へ感謝申上げる。2年間にわたるテンプル大学滞在中、同教授は御多忙にも拘らず毎週筆者と話合う機会を作られ、さらに本書執筆の最終段階では、改めて疑問点を直接お教え下さった。このほか本書の刊行に関して、著者がお世話になった方々が多数おられるのに、一々お名前を挙げて御礼申上げられないのは遺憾である。

文尾ではあるが最少でなく、本書の企画と編集を担当され、大幅に遅れた出稿を我慢強く待って下さった、東洋経済新報社出版局の渡辺昭彦氏へ、多大の謝意を表明したい。

1986年2月4日

高 木 仁

目 次

は し が き

序 章 アメリカらしさ	1
第1節 キング牧師と州銀行法	1
第2節 なぜアメリカ金融界が気になるのか	5
第1章 州 法 銀 行	9
——州毎に違う銀行規制——	
第1節 州法銀行の沿革	13
〔1〕 州法銀行時代第1期 (13)	
〔2〕 州法銀行時代第2期 (14)	
〔3〕 州法銀行時代第3期 (15)	
〔4〕 国法銀行制度の成立と州法銀行 (17)	
第2節 州法銀行の仕組	20
〔1〕 根拠法と監督機関 (20)	
〔2〕 免許, 合併, 支店設置 (21)	
〔3〕 必 要 準 備 (23)	
〔4〕 金 利 規 制 (24)	
〔5〕 報 告 と 検 査 (26)	
〔6〕 現 状 (28)	
第3節 州法銀行名と個人銀行	29
〔1〕 州法銀行の名前 (29)	

	〔2〕 個人銀行 (30)	
第2章 国法銀行		33
——わが国最初の銀行のお手本——		
第1節 国法銀行の沿革		35
	〔1〕 第一合州国銀行時代 (35)	
	〔2〕 第二合州国銀行時代 (37)	
	〔3〕 国法銀行制度の成立 (38)	
	〔4〕 その後の国法銀行制度 (40)	
第2節 国法銀行の仕組		42
	〔1〕 根拠法と監督機関 (42)	
	〔2〕 免許, 合併, 支店設置 (44)	
	〔3〕 必要準備 (46)	
	〔4〕 金利規制 (46)	
	〔5〕 大口融資規制 (48)	
	〔6〕 報告と検査 (48)	
	〔7〕 現 状 (51)	
第3節 国法銀行名, 国立銀行条例, およびシークレット・サービス		51
	〔1〕 国法銀行の名称 (51)	
	〔2〕 わが国国立銀行条例 (52)	
	〔3〕 シークレット・サービス (55)	
第3章 連邦準備制度		57
——中央銀行が12ある——		
第1節 連邦準備制度の沿革		59
	〔1〕 国法銀行制度の欠陥 (59)	
	〔2〕 連邦準備制度設立への歩み (62)	
第2節 連邦準備制度の仕組		65

〔1〕	連邦準備制度の構成機関	(65)
〔2〕	連邦準備制度理事会	(66)
〔3〕	連邦公開市場委員会	(68)
〔4〕	連邦準備銀行	(69)
〔5〕	加盟銀行	(72)
〔6〕	その他の機関	(74)
第3節	連邦準備制度の機能	75
〔1〕	発券銀行として	(75)
〔2〕	銀行の銀行として	(78)
〔3〕	レギュレーション	(80)
〔4〕	銀行の監督と検査	(83)
〔5〕	政府の銀行として	(84)
第4節	連邦準備制度理事会の金融政策	86
〔1〕	公開市場操作	(86)
〔2〕	貸出政策	(88)
〔3〕	支払準備率政策	(89)
〔4〕	その他の金融政策	(92)
〔5〕	金融政策の中間目標と操作目標	(94)
第4章	アメリカ固有の銀行諸制度	97
	——支店設置を許さぬ州がある——	
第1節	二元銀行制度	99
〔1〕	呪術としての二元銀行制度	(99)
〔2〕	二元銀行制度の存在基盤と機能	(101)
〔3〕	二元銀行制度の変化	(103)
第2節	単店銀行＝支店銀行制度	105
〔1〕	単店銀行の意義	(105)
〔2〕	支店銀行の発達	(107)

	[3]	単店銀行制度諸州と支店銀行制度諸州	(109)
	[4]	支店銀行制度の問題点	(112)
	[5]	州際銀行業務の禁止	(115)
第3節		コルレス銀行制度	117
	[1]	コルレス銀行制度の沿革	(117)
	[2]	コルレス銀行サービス	(118)
	[3]	コルレス銀行制度の現状	(120)
第4節		銀行持株会社	122
	[1]	銀行持株会社の沿革	(122)
	[2]	複数銀行持株会社と単一銀行持株会社	(124)
	[3]	銀行持株会社の現状	(127)
第5章		銀行・金融市場の全体像	131
		——夥しい銀行数と激しい上位集中——	
第1節		銀行行動	133
	[1]	資金調達	(133)
	[2]	資金運用	(138)
	[3]	損益構造	(142)
第2節		銀行市場構造	145
	[1]	規模間格差	(145)
	[2]	銀行資源の集中	(147)
	[3]	構造変化	(151)
第3節		銀行市場，金融仲介機関市場，および金融市場	157
	[1]	銀行市場の組織	(157)
	[2]	金融仲介機関市場の概観	(160)
	[3]	金融市場の全体像	(162)

第6章 貯蓄金融機関167

——銀行へ同質化の道をたどる——

第1節 貯蓄貸付組合169

[1] 起 源 (169)

[2] 沿 革 (170)

[3] 仕 組 (172)

[4] 現 状 (174)

第2節 相互貯蓄銀行178

[1] 起 源 (178)

[2] 沿 革 (179)

[3] 仕組と現状 (180)

第3節 貯蓄金融機関と連邦住宅貸付銀行制度183

[1] 貯蓄金融機関の概念とその変化 (183)

[2] 連邦住宅貸付銀行制度 (184)

第4節 信 用 組 合186

[1] 起 源 と 沿 革 (186)

[2] 仕組と現状 (188)

第7章 その他金融仲介機関191

——種類も資金量も豊富——

第1節 保 險 会 社193

[1] 生命保険会社 (193)

[2] 損害保険会社 (195)

第2節 金 融 会 社197

[1] 概 要 (197)

[2] 資 金 運 用 (199)

[3] 資 金 調 達 (201)

[4] 規 制 (202)

	[5] 勤 労 者 銀 行 (203)	
第3節	投資信託と年金基金 ……………	204
	[1] 投資会社(証券投資信託) (204)	
	[2] 短期金融資産投資信託(MMF) (206)	
	[3] 不動産投資信託(REIT) (208)	
	[4] 民間年金基金 (208)	
第4節	政府系金融機関と投資銀行 ……………	210
	[1] 政府系金融機関 (210)	
	[2] 投 資 銀 行 (211)	
第8章	預金保険制度 ……………	215
	——毎年起こる銀行破綻——	
第1節	預金保険制度の沿革 ……………	217
	[1] 銀行破綻の多発と被害 (217)	
	[2] ニューヨーク安全基金 (218)	
	[3] 大不況期における銀行危機 (219)	
	[4] 連邦預金保険公社 (220)	
第2節	連邦預金保険制度の仕組 ……………	222
	[1] FDIC の 組 織 (222)	
	[2] FDIC の業務内容 (223)	
	[3] FDIC の財務構造 (224)	
	[4] その他の連邦預金保険制度 (227)	
第3節	連邦預金保険公社の銀行破綻処理 ……………	229
	[1] 保険料賦課対象預金と付保預金 (229)	
	[2] 破綻銀行の預金保険金支払 (230)	
	[3] 破綻銀行の買収承継 (231)	
	[4] 破綻銀行の預金移管 (232)	
	[5] 破綻銀行の非閉鎖処理 (232)	

〔6〕 銀行破綻処理の実績 (233)

第4節 連邦預金保険制度の問題点235

〔1〕 問 題 点 (235)

〔2〕 改 革 の 動 き (237)

第9章 住宅金融，消費者金融，および企業金融239

——家計関連の資金需要が大きい——

第1節 住 宅 金 融241

〔1〕 モーゲッジの意味 (241)

〔2〕 モーゲッジ第一市場 (244)

〔3〕 保険によるモーゲッジ貸付の諸タイプ (245)

〔4〕 モーゲッジ貸付の諸タイプ (247)

〔5〕 モーゲッジ第二市場 (249)

〔6〕 モーゲッジ流通の育成機関 (250)

第2節 消 費 者 金 融253

〔1〕 消費者信用の概要 (253)

〔2〕 消費者信用の種類 (255)

〔3〕 消 費 者 保 護 (257)

第3節 企 業 金 融259

〔1〕 企業貸付の概要 (259)

〔2〕 企業貸付の種類 (260)

第10章 金 融 革 命263

——レギュレーションからディレギュレーションへ——

第1節 金融制度改革の流れ266

〔1〕 金融制度改革への勧告 (266)

〔2〕 金融制度改革の立法措置 (267)

第2節 新 金 融 商 品269

[1]	預金金利規制と新金融商品	(269)
[2]	NOW 勘 定	(270)
[3]	MMC と MMDA	(271)
第 3 節	業務多様化, 業際問題, および州際問題	274
[1]	業 務 多 様 化	(274)
[2]	業 際 問 題	(275)
[3]	州 際 問 題	(277)
第 4 節	金融革命の背景	278
[1]	ディレギュレーション	(278)
[2]	歴史的な高金利	(280)
[3]	技 術 進 歩	(281)
終 章	続アメリカらしさ	285
第 1 節	プライムレート訴訟	285
第 2 節	タテマエとホンネ	287
あ と が き		291
参照文献リスト		293
邦 文 索 引		301
英 文 索 引		307

序 章 アメリカらしさ

第1節 キング牧師と州銀行法

1983年アメリカの連邦議会は、故マーチン・ルーサー・キング牧師の誕生日として、3年後の1986年から毎年1月の第3月曜日を国民祝日とするように決めた。その前年ペンシルベニア州議会は州銀行法を改正して、キング牧師の誕生日は銀行を休業とすることを決めた。1月15日『成人の日』は、黒人大衆の希望の星であった故キング牧師の誕生日であるが、同牧師と州銀行法改正の組み合わせは、一見して奇妙な感じを与えるかも知れない。ところが、この組み合わせの内容を詳しく見ると、アメリカに独特の政治決定プロセスの一例が浮かび上がってくるし、同時にその決定がペンシルベニア州の銀行市場構造へ大きなインパクトを与えたことが判る。

アメリカ合州国で個人の誕生日が国民祝日とされるのは、ほかに初代大統領ワシントンがあるだけであるから、キング牧師の誕生日を祝日とすることは、かなり政治色の濃い出来事といえよう。元旦、独立記念日、感謝祭、クリスマスなど、祝日の多くは全州共通であるが、諸州がそれぞれ独自に定める祝日もあり、ペンシルベニア州でキング牧師誕生日は祝日でなかった。以下のストーリーは、キング牧師誕生日が国民祝日とされる少し前の経緯である。

ペンシルベニア州議会では、1981年晩秋から1982年初めにかけて、都市選出の黒人議員と白人議員が提携して、地方選出の白人議員が反対していた銀行法改正案(H. 1889)の州議会通過を計った。改正案への賛否がほぼ均衡してキ

ャスティング・ポートを握った黒人議員たちは、巧妙な駆け引きを用いて1982年2月末に同改正案を州議会で通過させた。⁽¹⁾ 黒人勢力の無視できない強さを示す条項を、改正案のなかへ織込むことと引換えに、黒人議員すべてが賛成派へ回るのが駆け引きの内容であった。その条項とは、ペンシルベニア州銀行法第113条「法定銀行休日」の規定へ新しく加えられた、マーティン・ルーサー・キング博士誕生日である。ただし、前出したように1983年の連邦法改正によって、この日はやがて全米の国民祝日となった。

翌3月初め、ソーンバーグ州知事の署名を得て発効した改正銀行法は、長年争われてきた銀行の支店設置問題へ終止符を打った。⁽²⁾ 面積の広大なペンシルベニア州には、67のカウンティ (county) がある。カウンティは自治能力の点でわが国の「郡」とは違うが、一応同等の自治単位と考えておこう。旧銀行法の下で銀行の支店設置範囲は、本店所在カウンティ内とその隣接カウンティ内へ制限されていた。これに対して改正銀行法の下では、漸進的な自由化という制約つきながら、銀行に州内全域への支店設置を認めたのであった。

われわれの常識には馴染み難いが、アメリカでは銀行へ支店設置を許さなかったり制限したりする州がある。イリノイ州は銀行を1店舗だけで営業させ、これを「単店銀行制度 (unit banking)」と呼び、銀行法改正前のペンシルベニア州のような制約つき支店設置形態は、「限定支店銀行制度 (limited branch banking)」と称し、州内の支店設置へ地理的制限を加えない方式は、「州全域支店銀行制度 (statewide branch banking)」という。

全米50州は自州内の銀行支店設置に関して、以上3種類の制度のいずれか一つを選んでいいる。銀行の支店設置は若し許されるとしても州内限りで、州境越えは通常認められず、銀行以外の金融機関についても同様である。世界最大級の銀行として著名なバンク・オブ・アメリカは、約900ヵ所に及ぶ国内支店のすべてをカリフォルニア州内に置き、州外支店は持っていない。アメリカ合州国における諸州の自治権は強大で、銀行の州境越え支店設置を認めない「州際銀行業務 (interstate banking) の禁止」はその一例である。

話をペンシルベニア州へ戻すと、同州の銀行数は1983年末現在362で、主と

して地方に所在する預金高1億ドル未満の小規模銀行は274に達する。これら小銀行は『ペンシルベニア単立銀行協会 (Independent Bankers of Pennsylvania)』を組織しているが、同協会はこのとき銀行法改正へ猛烈に反対した。改正によって、大銀行が州内全域へ支店設置したり、合併で広域型の銀行が誕生したりすることを恐れたのである。これに反して、大銀行が結成している『競争的銀行業を目指すペンシルベニア人たち (Pennsylvanians in Pursuit of Competitive Banking)』という変わった名称の団体は、当然のことながら法改正を熱心に支持した。地方選出州議会議員が小銀行と連合し、都市選出議員が大銀行と結び付いたのはいうまでもない。こうした状況のなかから、黒人議員グループの利益と都市選出白人議員グループの利益が取引可能となり、前出のような経緯が生まれたのである。金融機関規制の成立や改廃が、勿論このようなプロセスですべて決まる訳ではないが、一部がこうした手順から成立つことも事実である。

銀行法改正は直ちに効果を見せ、施行翌月に州内ピッツバーグ市のピッツバーグ・ナショナル銀行（預金高州内第2位）と、州内フィラデルフィア市のプロビデント銀行（同、市内第5位）の合併をもたらした。正確に言えば、両行ともそれまでと同じように独立して営業するが、それぞれの親会社である「銀行持株会社 (BHC)」同士は合併し、全米第23位の大きな BHC が出来上がったのである。アメリカでは「二元銀行制度 (dual banking)」といって、銀行には国から免許された国法銀行 (national banks) と州から免許された州法銀行 (state banks) とがあり、どの銀行もいずれか一方の資格で営業しなければならない。合併した2行とも国法銀行であるため、州銀行局の監督は直接受けられないものの、支店設置については国法銀行といえども州銀行法の規定へ従うことになっているので、州法改正によって始めて広域合併への道が開けた。

この合併を契機として、ペンシルベニア州で銀行合併は一寸したブームになったが、有名なメロン財閥の流れを汲むメロン銀行（ピッツバーグ、預金高州内第1位、同全米第19位）と、第一合州国銀行（後出）の特許期間満了時その資産を買収して設立された名門ジラード銀行（フィラデルフィア、預金高市内